

## 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会定款第35条第3項の規定により、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 事務局は、茅野市塚原二丁目5番45号に置く。

(組織)

第3条 事務局に次の係を置く。

- (1) 総務・企画係
- (2) 生活支援サービス係
- (3) 地域福祉活動推進係

2 経営理念に基づく適切な法人運営及び事業経営を行うため、新規、臨時その他特別の事務について専門的な立場で対処することを要し、かつ、2以上の係等に関係し、特定の期間内に処理を要する等、必要がある場合に次のチームを設置する。

- (1) ふれあい地域づくりチーム
- (2) 暮らしサポートチーム
- (3) しあわせ総務チーム

(事務分掌)

第4条 総務・企画係の事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事会及び評議員会に関すること。
- (2) 定款及び諸規程に関すること。
- (3) 会員に関すること。
- (4) 寄附に関すること。
- (5) 職員の人事・服務・給与・研修及び福利厚生に関すること。
- (6) 財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 予算の編成、決算の調製及び経理に関すること。
- (9) 諸計画の策定、進行管理及び事業評価に関すること。
- (10) 文書の管理、情報の公開、個人情報の保護に関すること。
- (11) 広報活動に関すること。
- (12) 儀式及び表彰に関すること。
- (13) 茅野市共同募金委員会の事務に関すること。
- (14) その他本会の運営全般に関すること及び他の係に属さないこと。

2 生活支援サービス係の事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総合相談事業に関すること。
- (2) 生活支援事業に関すること。
- (3) 日常生活自立支援事業に関すること。
- (4) 法人後見事業に関すること。
- (5) 成年後見支援センターの運営に関すること。
- (6) 暮らしのつなぎ資金貸付事業に関すること。
- (7) 生活福祉資金貸付事業に関すること。
- (8) 生活困窮者等の支援事業に関すること。
- (9) 日常生活用具及び福祉車両の貸出に関すること。

- (10) 居宅介護支援事業に関する事。
- (11) 訪問介護事業に関する事。
- (12) 相談支援事業に関する事。
- (13) 就労継続支援B型事業等障害福祉サービスに関する事。
- (14) 事業所相互の連携及び関係機関との連絡調整に関する事。

3 地域福祉活動推進係の事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地区社会福祉協議会に関する事。
- (2) 地域福祉行動計画の策定、進行管理に関する事。
- (3) 小地域福祉活動推進・支援に関する事。
- (4) 地域における相談・支援に関する事。
- (5) 地域福祉課題の把握、整理及び共有に関する事。
- (6) 生活支援体制整備事業に関する事。
- (7) 学校・企業・地域等における福祉教育の推進に関する事。
- (8) ボランティアまちづくりセンターの運営に関する事。
- (9) ボランティアの育成及び活動の支援に関する事。
- (10) 災害ボランティア活動体制の整備及び運営に関する事。
- (11) 共同募金事業への協力に関する事。
- (12) 市民活動センターとの連携・調整に関する事。
- (13) 市民活動団体、民生委員・児童委員その他関係機関等との連携に関する事。

(職員及び職制)

第5条 事務局に、局長及び次長を置くほか、係に係長及び必要な職員を置く。

- 2 局長は、会長の命を受けて事務局を総括し、次長、係長及び職員を指揮監督する。
- 3 次長は、局長を補佐し、局長の命を受けて係長及び職員を指揮監督する。
- 4 係長は、上司の命を受けて分掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 職員は、上司の命を受けて分掌する事務を処理する。

(事業所に関する規定)

第6条 本会が運営する事業所の設置及び職員体制その他必要な事項に関する規定は、それぞれ別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成29年3月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会事務局規程 (平成8年4月1日) は、廃止する。

附 則 (平成31年3月18日)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月12日)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 6 日）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 3 日）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。  
（社会福祉法人茅野市社会福祉協議会指定通所介護等の事業運営規程の廃止）
- 2 社会福祉法人茅野市社会福祉協議会指定通所介護等の事業運営規程は廃止する。  
（準備行為）
- 3 前項の規定の施行のために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（令和 8 年 2 月 13 日）

（施行期日）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。